

(資料四)

平成二十二年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例 | 1 |
| 島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する条例 | 4 |
| 島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例 | 5 |

第93号議案

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

自然公園法及び自然環境保全法の改正を踏まえ、県立自然公園及び自然環境保全地域における自然環境の保全対策の強化を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県立自然公園条例の一部改正

ア 条例の目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加すること。

イ 知事は、公園計画を決定したときは、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならないこととする。

ウ 公園事業の執行の承認を受けた者（当該承認を受けた市町村をいう。以下同じ。）又は認可を受けた者（市町村以外の者で当該認可を受けたものをいう。以下同じ。）は、公園施設の規模等を変更しようとするときは、知事の承認又は認可を受けなければならないこととする。

エ 公園事業の執行の承認又は認可を受けた者は、規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととする。

オ 公園事業の執行の認可又はウの認可には、条件を付することができることとする。

カ 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業の執行の認可を受けた者に対し、当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができることとする。

キ 公園事業の執行の承認又は認可を受けた者は、その公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととする。

ク 公園事業の執行の承認又は認可が失効したときは、当該承認又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととする。

ケ 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者が、ウ、エ若しくはキに違反したとき、オの条件に違反したとき、カの命令に違反したとき、又は不正の手段により公園事業の執行の認可若しくはウの認可を受けたときは、当該公園事業の執行の認可を取り消すことができることとする。

コ 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、当該認可が失効した場合又は当該認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、原状回復等の措置を命ずることができることとする。

サ コの措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行うことができることとする。

シ 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする。

ス 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加すること。

セ コの命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること。

ソ 公園事業の執行の認可を受けた者でウに違反したもの又はオの条件に違反したものは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

タ カの命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処すること。

チ シによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処すること。

ツ エ、キ又はクに違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（公園事業の執行の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処すること。

テ その他規定の整備

(2) 島根県自然環境保全条例の一部改正

ア この条例の目的を、自然環境を保全することが特に必要な区域等の

生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとする。

イ 知事は、保全計画を決定したときは、その保全計画を一般の閲覧に供しなければならないこととする。

ウ 自然環境保全地域の特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加すること。

エ 知事の許可を受けることなく特別地区内において行った建築物その他の工作物の新築等の行為の中止命令等に違反した者の罰金の最高額を100万円に引き上げること。

オ 知事の許可を受けることなく特別地区内において建築物その他の工作物の新築等の行為を行った者、自然環境保全地域の普通地区内におけるその規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止の処分に違反した者等の罰金の最高額を50万円に引き上げること。

カ 普通地区内におけるその規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築等の行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等の罰金の最高額を30万円に引き上げること。

キ 引用する条項の整理

ク その他規定の整備

(3) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

島根県立自然公園条例に基づく事務のうち、次の事務を松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、斐川町、美郷町、邑南町及び津和野町に権限移譲すること。

ア 特別地域のうち知事が指定する区域内における木竹の損傷の許可

イ 特別地域のうち知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等の許可

(4) 島根県風致地区条例の一部改正

自然公園法の改正に伴う規定の整備

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。ただし、2の(2)のキ及び(4)については、公布の日から施行する。

第94号議案

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国が定める認定こども園の設備及び運営に関する基準の改正にかんがみ、当該施設における食事の提供に係る基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

保育所型認定こども園について、他の種類の認定こども園と同様に満3歳以上の子どもに対する食事の提供を外部から搬入する方法により行うことができることとすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第95号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内の漁業の担い手の確保を促進するため、新規自営漁業者定着支援資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

市町村を通じて新規自営漁業者定着支援資金の貸付けを受ける者の漁労技術習得研修終了時における年齢要件の改正

| 改正前 | 改正後 |
|-------|-------|
| 40歳未満 | 50歳未満 |

3 施行期日

公布の日から施行する。

第96号議案

島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する条例

1 提案理由

離島地域における漁業の再生を支援するための国の交付金の交付条件が変更され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

平成22年12月1日から施行する。

第97号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

産業界のニーズに対応した効果的かつ効率的な訓練を実施することができる環境を整備するため、県立高等技術校を再編成し、東部高等技術校及び西部高等技術校の2校を設置すること等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高等技術校の設置

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|-----|
| 島根県立東部高等技術校 | 出雲市 |
| 島根県立西部高等技術校 | 益田市 |

(2) 島根県立松江高等技術校、島根県立出雲高等技術校、島根県立浜田高等技術校及び島根県立益田高等技術校の廃止

(3) 島根県立東部高等技術校の寄宿舍使用料を月額7,000円とすること。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

2の(1)については平成22年11月1日から、2の(2)（島根県立松江高等技術校、島根県立浜田高等技術校及び島根県立益田高等技術校に係る部分に限る。）、(3)及び(4)については平成23年4月1日から、2の(2)（島根県立出雲高等技術校に係る部分に限る。）については平成24年4月1日から施行する。